

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 7 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 3 号

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則（平成 7 年川崎市規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条第 2 号中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「次に掲げる」を「国民健康保険法による被保険者又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者及びその被扶養者（以下これらの者を「被保険者等」という。）であることを証する書類その他市長が必要と認める」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項第 1 号の書類」を「被保険者等であることを証する書類」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「までの範囲内とする」を「までとする」に改め、同条ただし書を削り、同条第 2 号中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改め、「及び条例第 5 条第 2 項に規定する市長が特別の理由があると認める者」を削り、「毎年 8 月 3 1 日」を「満 1 8 歳に達する日の属する年度の末日」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条の見出し及び同条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を削る。

第 1 0 条第 3 項第 2 号中「第 5 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる」を「第 4 条第 1 項に規定する」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条を第 9 条とし、第 1 2 条から第 1 5 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 2 号様式注意事項第 1 項中「（自己負担上限額の欄に金額の記載がある場合は、その金額を超える額）」を削り、同注意事項第 5 項中「預金通帳」の次

に「、高額療養費等の支給決定通知書（該当の場合）」を、「窓口に」の次に
「受診の翌月以降、お早めに」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第 2 号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第 2 号様式の規定による医療証とみなす。